

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第431号)

平成17年12月8日

横 情 審 答 申 第 431 号

平 成 17 年 12 月 8 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成17年3月4日教教労第661号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「横浜市教育委員会と職員団体（県費負担教職員）との書面協定全部
昭和38年4月以降平成16年3月まで」の非開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「横浜市教育委員会と職員団体（県費負担教職員）との書面協定全部 昭和38年4月以降平成16年3月まで」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市教育委員会と職員団体（県費負担教職員）との書面協定全部 昭和38年4月以降平成16年3月まで」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成16年10月15日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 当局と職員団体は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第55条第9項に基づき、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の定める規程にてい触しない限りにおいて、交渉の結果合意した内容について書面による協定を結ぶことができるが、この書面協定は、合意内容を確認する手段にすぎないため、締結義務があるわけではなく、作成はまったくの任意とされている。
- (2) 本件申立文書は、地公法第55条第9項に規定する書面協定に該当するものである。この文書は、横浜市教育委員会行政文書管理規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号。平成17年4月横浜市教育委員会規則第17号による改正前のもの）第10条第4項に基づき定めた行政文書分類表に規定する職員団体要請関係書類（5年保存）に該当するが、文書保存期間である平成11年4月から平成16年3月までの期間については、本件請求に該当する文書を作成しておらず、保有していない。また、昭和38年4月から平成11年3月までの期間については、保存年限を経過し、廃棄済みであることから保有していない。以上のことから、条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書の保存年限を5年とし、廃棄済みで保存されていないとするが、地公法第55条第9項及び同第10項には、地方公共団体の当局と職員団体の間で結ばれた書面協定であり、双方が誠意と責任をもって履行しなければならないとして法律で特段の規定がおかれた重要な文書であり、保存期間を5年とするような軽易な文書の存在ではない。この事は、憲法第28条の勤労者の団結権、団体交渉権に由来する。
- (2) 非開示決定処分には、本件申立文書の廃棄を承認し、指揮し、実行に移した諸構成員並びに廃棄した書類の標題及び年月日等の明記を欠いている。拒否処分に付するのならば、それらを明記すべきである。
- (3) 横浜市教育委員会と横浜市教職員組合の間には、締結義務がある訳でもなく、作成は全くの任意であると非開示理由説明書では説くが、両者の間には何らかの書面協定は間違いなく存在していたのは事実である。
- (4) 非開示理由説明書に、「2 書面協定について」と題して担当の教育委員会事務局教職員労務課が1項を加えたのは、申立人の主張が法律（地公法第55条第9項但し書）の要求するところでは、労使交渉の結実は、書面の締結によつての完成であるから、当該文書としての重要度は高く、軽易な短期保存（およそ30年以下）に属する文書ではない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

職員の勤務条件は、地公法第24条第6項により条例で定めると規定されており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条には、「県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第6項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。」と規定されている。

地公法第55条第1項では、地方公共団体の当局は、職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に、その申入れに応ずべき地位に立つものとされており、同条第9項では、職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則等にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができると規定されている。

本件申立文書は、実施機関と横浜市教職員組合とが地公法第55条第9項の規定に基づき締結したとされる書面協定のうち昭和38年4月から平成16年3月までのものである。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、平成11年4月から平成16年3月までの期間については、本件申立文書は作成しておらず、保有していないとしている。また、昭和38年4月から平成11年3月までの期間については、保存年限を経過し、廃棄済みであることから、保有していないとしている。

イ 当審査会では、本件処分妥当性について検討するため、平成17年10月27日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 教職員の勤務条件は、職員団体との交渉の上、合意に至った場合に法令、条例等に抵触しない限りにおいて書面協定を結ぶことはできるが義務ではない。現在、条例に基づき教職員の勤務条件に関し必要な事項を定める場合は、原則として、行政側から職員団体に提案して協議する。協議後、規則等の改正を行い、通知を発することにより新たな勤務条件が適用となり、職員団体側には当該通知をもって協議内容を確認してもらうこととなるため、書面協定は結んでいない。

(イ) 現在の行政文書分類表の区分では、職員団体に関するものは、「職員団体要請関係書類」という分類になる。行政文書分類表上で職員団体との書面協定を単独項目として設定していないが、仮に書面協定が締結されたとすると、当該分類に該当すると考えられる。

(ウ) 平成11年4月から平成16年3月までについては、文書件名簿、保存文書等により書面協定を作成していないことを確認した。平成11年3月以前については、かつて書面協定を作成していたことがあったとは聞いているが、該当する文書が残されていないため内容は不明であり、仮に書面協定を作成したとしても文書保存年限を経過しているため、廃棄されていると判断した。

(エ) 非開示決定通知書では、根拠規定を適用する理由を「保存年限（5年）を経過し、廃棄済みであり保有していないため」としていたが、正確には非開示理由説明書に記載したように「平成11年3月以前は、作成していないか、作成していた場合でも保存年限（5年）を経過し、廃棄済みであり、保有していないため。また、平成11年4月以降は、作成しておらず、保有していないため」で

ある。

ウ 以上の説明を踏まえ、当審査会では次のとおり検討を行った。

地公法第55条第9項の規定に基づく書面協定は、職員団体と当局との間で交渉の結果合意に達したときに結ばれるものであるが、合意に達したときは必ず書面協定を結ばなければならないというものではない。さらに、勤務条件は、実施機関からの提案によって協議され、協議後に規則等の改正を行うとのことであり、書面協定を締結する特段の必要性があるとは認められない。

実施機関は職員団体との書面協定を作成したこともあると伝え聞いていると説明しているため、当審査会では、再度実施機関に本件申立文書を検索させたが、職員団体との書面協定に関する文書が存在していると推認させる事情を認めることはできなかった。また、行政文書分類表において5年保存と規定されている職員団体要請関係書類についても調査させたが、職員団体からの要請及びそれに対する回答関係文書が保存されているのみで、書面協定に該当するものの存在を確認できなかった。

エ したがって、本件申立文書については、平成11年3月以前は作成していないか、作成していた場合でも保存年限を経過し、廃棄済みであり、平成11年4月以降は作成しておらず、保有していないという実施機関の説明に不合理な点を認めることはできず、本件処分は妥当であると判断した。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年3月4日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年3月18日 (第291回審査会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年9月22日 (第69回第一部会)	・審議
平成17年10月27日 (第71回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年11月10日 (第72回第一部会)	・審議